

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	所内ボイラで発生した蒸気の圧力が低下する事象が発生したため調査中に、中央操作室にて所内ボイラ室内の火災警報が発生しました。ただちに運転員が現場へ急行したところ、当該ボイラ室内に煙が充満していたことから、消防署へ連絡を行うとともに、運転していた所内ボイラ（B）の供給電源をしゃ断し、当該ボイラを緊急停止。当該ボイラの電源停止に伴い、給水タンクへの水の補給量を調整する弁が全開になり、補給量がオーバーし水漏れが発生。補給水配管にある弁を閉にし、漏えいは停止。	A	7月18日公表済 (PDF28kB)

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	炉心スプレイ系ポンプ定例試験時のデータ採取項目である「炉心スプレイポンプ吐出圧力」について、本来現場に設置されている計器を採取すべきところを中央操作室に設置されている指示値を採取していたことが認められたため、対応検討	C	
2	1号機	自動電圧調整装置室空調機（B）において、風量低下が認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
3	1号機	高圧電源配電盤（5A・7A）の遮断器において、落雷の影響による地落トリップが認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
4	2号機	鉄イオン注入装置新設電気品室空調機（HVA2-11）において、「空調機2圧縮機冷媒圧力高」の警報発生が認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
5	2号機	第二中央操作室空調機（HVA2-9C）において、起動不能が認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
6	2号機	液体放射性廃棄物放出用の流量記録計において、指示不良が認められたため、当該記録計を点検・校正	D	
7	5号機	碍子洗浄区画弁（MO-41-MV8）の手動開閉操作時、駆動部に動作不良が認められたため、当該駆動部を点検・修理	D	
8	5号機	碍子洗浄区画弁（MO-41-MV6）の手動開閉操作時、開度計の指示不良が認められたため、当該開度計の部品を交換	D	
9	5号機	プロセス計算機の簡易点検時、CRT制御装置（9-40-6-1）の電源用冷却ファンより異音の発生が認められたため、当該ファンを交換	D	
10	5号機	タービン建屋天井クレーンの補巻電動機分解点検時、回転子のコレクタリング（3相とも）に条痕の発生が認められたため、当該部を修理	D	
11	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（C）の循環弁（AO-20-813C）において、端子ネジ山に潰れが認められたため、当該ネジを修理	D	
12	5号機	所内ボイラ軽油サービスタンクにおいて、レベルゲージ下部ユニオン部ににじみリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）の出口試料採取用恒温装置において、設定温度に誤差が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（C）の加熱蒸気入口弁（AO-20-821C）において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	5号機	廃棄物処理系床ドレン濃縮器の圧力指示計及び圧力変換器（PT-20-594C・PI-20-595C）において、指示不良が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
16	5号機	所内ボイラ制御盤（PNL-75-410）に発生する警報について、点滅すべき警報が点滅しないため、当該警報回路を点検・修理	D	
17	6号機	気体廃棄物処理系予冷器（B）の出口弁（AO-N62-102B）において、保温材の破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	所内ボイラ（B）の自動運転時において、バーナー燃焼制御装置に不具合が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
19	その他	サーブスホールのFAX送付操作において、個人情報を含む入構申請書を受付先に送付すべきところ、誤って別の送付先（社内）に送付してしまったため、注意を喚起及び関係者に周知	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで